

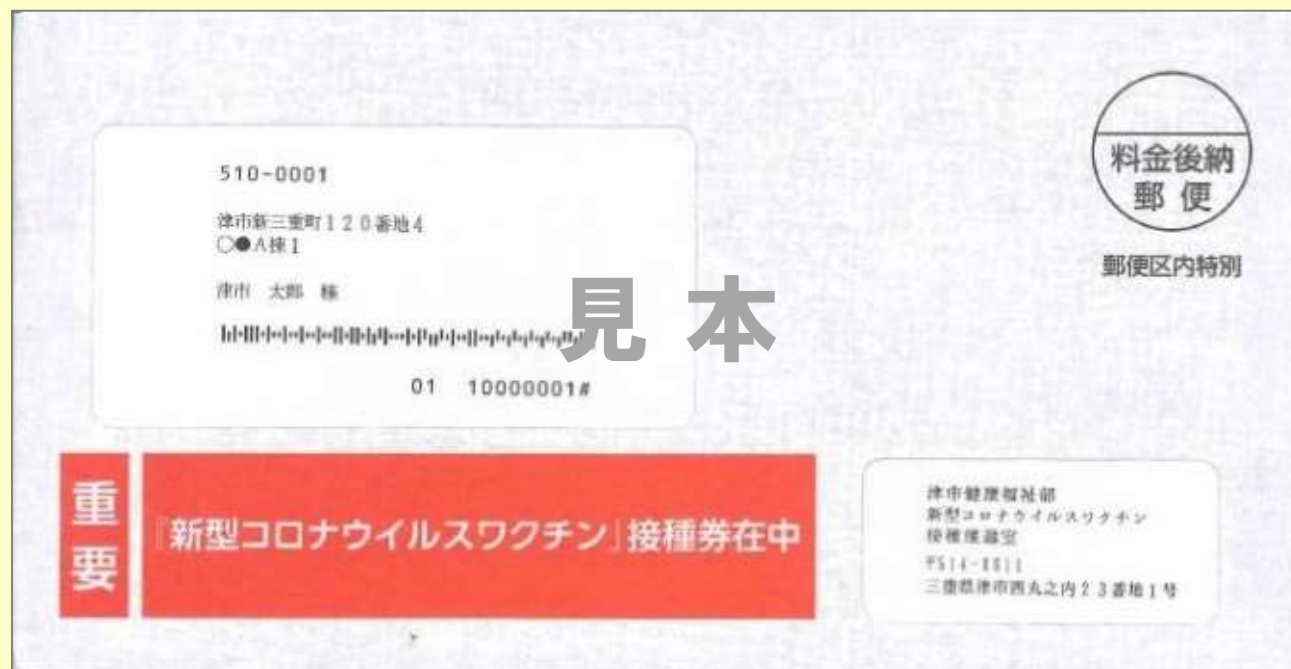
定例記者会見 令和3年4月2日(金) 11時～	
場 所 庁議室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
健康福祉部新型コロナ ウイルスワクチン接種推進室 (電話059-229-3353)	新型コロナウイルスワクチン 接種推進室長 藤井 孝則

新型コロナウイルス感染症対策
本日より、65歳以上の高齢者に
新型コロナワクチン接種券をお届けします

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

新型コロナウイルス感染症対策

本日より、65歳以上の高齢者に
新型コロナワクチン接種券をお届けします



令和3年4月2日

接種券お届けの概要

お届け開始日 令和3年4月2日(金)

発送対象
及び
発送数

津市の住民基本台帳に
記録されている
65歳以上の高齢者^(※)
約85,000人



※昭和32年4月1日以前に生まれた人

集団接種・個別接種
予約開始日

令和3年5月以降^(※)

※4月中は予約不可

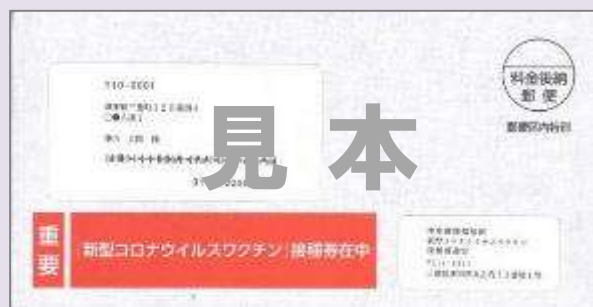
集団接種・個別接種
接種開始日

令和3年5月中旬以降(予定)

64歳以下の人への接種券の発送については、国の示す優先順位と今後のワクチン供給量に応じて発送時期を決定

発送内容

各個人宛に届く封筒



発送物



①接種券



②接種案内



③ワクチン説明書



④予診票(2回分)



⑤接種場所一覧

接種当日に、①接種券(台紙のまま)、④予診票(記入済のもの、各回1枚ずつ)、本人確認書類、お薬手帳(※)を接種場所へ持参

※お持ちの場合

接種の流れ

Step1
予約開始

5月以降、予約開始日を確認

※津市ホームページ、広報津、津市行政情報チャンネル(123チャンネル)等で公表

Step2
予約

集団接種会場の場合

接種
場所

- ・ 津センターパレス1階
- ・ イオンモール津南3階イオンホール
- ・ 久居インターガーデン内

予約
方法

電話またはホームページから予約

電話

津市新型コロナワクチン接種予約・相談電話
窓口(コールセンター) **電話:0570-059567**

※現在は相談受付のみ

HP

津市新型コロナワクチン接種予約サイト

※現在準備中



接種協力医療機関の場合

接種
場所

接種協力医療機関
(125か所)

予約
方法

医療機関に
直接電話で予約



※ワクチン供給量により、接種できない場合もあり

Step3
接種(1回目)

ワクチン接種(1回目)

3週間後 ※

※ファイザー社製ワクチンの場合

Step4
接種(2回目)

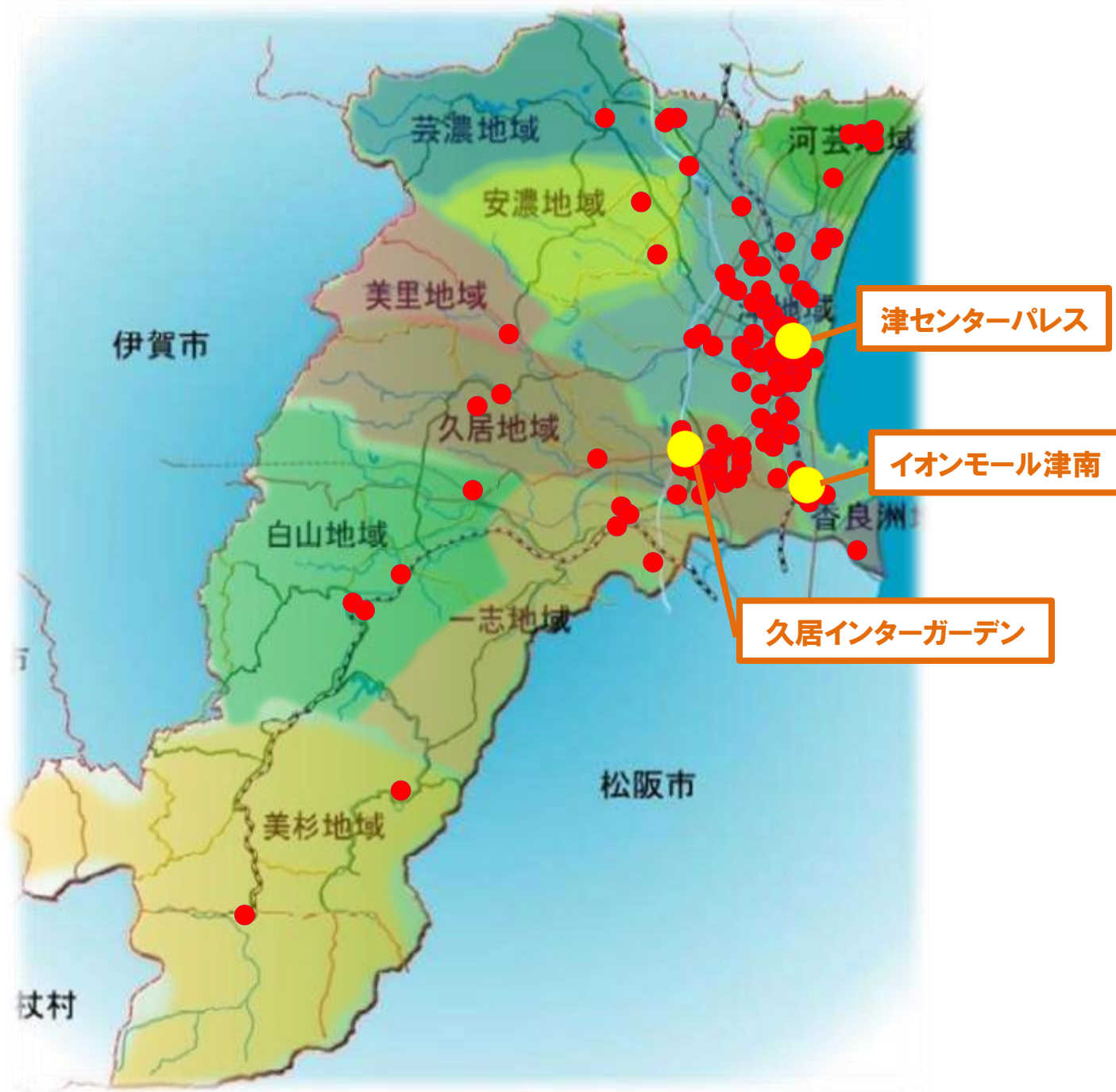
ワクチン接種(2回目)

接種協力医療機関

地域	接種協力医療機関数
津	78か所
久居	26か所
河芸	6か所
芸濃	1か所
美里	1か所
安濃	2か所
香良洲	1か所
一志	4か所
白山	4か所
美杉	2か所
合計	125か所

● ……集団接種会場(3か所)

● ……接種協力医療機関(125か所)



相談窓口など

電話相談 窓口

◆津市のワクチン接種の手続き・予約

津市新型コロナワクチン接種予約・相談電話窓口

TEL: **0570-059567**

(コールセンター)

◆ワクチン接種に関する質問・相談

みえ新型コロナウィルスワクチン接種ホットライン

TEL: **059-224-2825**

◆ワクチンの有効性・安全性など制度全般

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

TEL: **0120-761770**

問い合わせ

健康福祉部新型コロナウィルスワクチン接種推進室

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

TEL: 059-229-3353 FAX: 059-229-3346

定例記者会見 令和3年4月2日(金) 11時～	
場 所 庁議室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
商工観光部 経営支援課 (電話059-236-3355)	ビジネスサポートセンター次長(兼) 経営支援課長 杉下 照幸

新型コロナウイルス感染症対策
津市独自の支援策“津市飲食事業者等事業継続支援金”
本日から申請受付開始

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

新型コロナウイルス感染症対策 **津市独自の支援策**
“津市飲食事業者等事業継続支援金”

本日から申請受付開始



令和3年4月2日

経過①



令和3年1月7日 新型コロナウイルス感染症「**緊急事態宣言**」の発令

緊急事態措置の実施区域
緊急事態措置の実施期間

- ・東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
- ・令和3年1月8日～2月7日(延長3月21日) まで

令和3年1月13日 「**緊急事態宣言**」対象範囲の拡大

緊急事態措置の実施区域
緊急事態措置の実施期間

- ・愛知県、岐阜県、大阪府、京都府、兵庫県、栃木県、福岡県
- ・令和3年1月14日～2月7日(延長3月7日 栃木県除く) まで

**緊急事態宣言対象都府県
飲食店等へ時短要請**

支援措置

夜間の営業時間短縮の要請に応じた事業者に対し、**協力金**を交付

協力金

1日当たり6万円×協力日数(時短要請期間中のみに限る)

経過②

三重県

令和3年1月14日

三重県新型コロナウイルス感染症「**緊急警戒宣言**」の発令 3月7日まで

一部の地域に飲食店等へ時短要請

対象エリア

桑名市、四日市市、鈴鹿市 の3市(都市圏と生活文化圏を共有する地域)

要請内容

酒類を提供する飲食店、接待を伴う飲食店において、**時短要請**。

協力金

「三重県時短要請協力金」 1日当たり4万円×協力日数(時短要請期間内)

令和3年2月2日

市長会による三重県知事への飲食店に対する経済対策の実施を求める緊急要望

2月5日 追加支援措置発表

支援内容

飲食店とその取引業者等の事業継続を支援

- ・給付額 一律30万円(飲食店1店舗あたり 取引先等1社あたり)
- ・申請要件 令和2年12月、令和3年1月、2月のいずれかの月の売上が、前年同月比で50%以上減少

① 津市飲食事業者等事業継続支援金

目的

飲食事業者等が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、通常であれば売上が伸びると思われる2月、3月の送迎会等も無くなる事が想定され、厳しい環境が長期化することで、特に売り上げが減少した市内の飲食事業者等へ事業継続の支援を行う

対象者

市内で飲食事業等を営む中小企業者等で、下記のいずれかに該当する者
《中小企業者とは中小企業基本法の規定に基づく法人又は個人事業主》

- ア **飲食事業者**(食品衛生法による津保健所が発行する「飲食店営業許可」または「喫茶店営業許可」を取得している者)
- イ 市内の飲食事業者と**直接取引を行っている事業者**(飲食料品卸・小売り、割り箸、クリーニング、おしぼり、配膳サービス など)
- ウ 新型コロナウイルス感染症の拡大により外出自粛要請を受け市内飲食店の利用者の減少などで大きな影響を受けている**タクシー事業者等**

予算

1億円 《予定件数800件》 令和3年3月22日 議決

②津市飲食事業者等事業継続支援金

支給要件

- ①次のいずれにも該当する飲食事業者等
- ア 令和2年2月以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある者
 - イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年2月、3月のいずれかの事業収入について、前年同月比で50%以上減少する月が認められる者
- ②次のいずれにも該当する新規開業した法人又は個人の飲食事業者等
- ア 令和2年3月以降に事業を開始した者であって、今後も事業を継続する意思がある者
 - イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年2月、3月のいずれかの事業収入が、前年の月平均事業収入(事業を開始した日の属する月から同年12月までの総収入金額を事業を開始した日の属する月から同年12月までの間の月数で除して得た額)と比較して50%以上減少する月が認められる者

支給額

※1事業者1回

令和3年の対象月(2月、3月のいずれか)と前年の対象月の事業収入(売上額)の差が

① 300万円以上の場合	30万円
② 200万円以上300万円未満の場合	20万円
③ 200万円未満の場合	10万円

※1事業者あたり1回(市内に同一の事業者が複数店舗営業している場合であっても、1回限り)

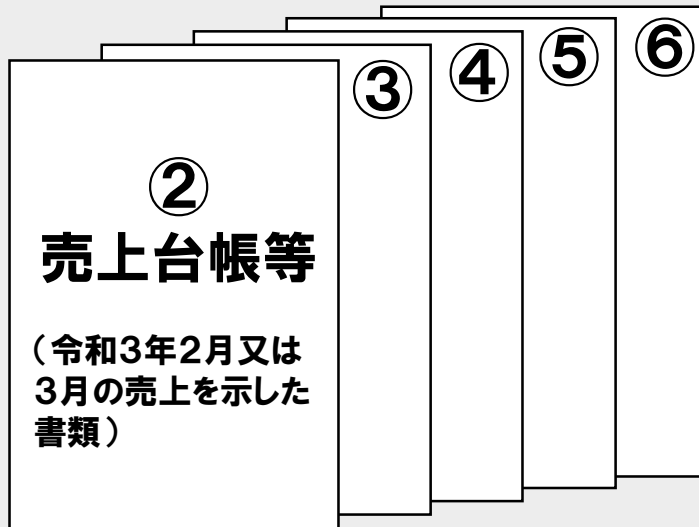
申請に必要な書類

以下の①から⑨までの書類を全て揃えて、**郵送**にて提出。

申請者全員が
必要な書類
(①～⑥)



① 申請書(第1号様式)
※新規開業型の場合(第4号様式)



② 売上台帳等
(令和3年2月又は
3月の売上を示した
書類)

- ③ 申請者名義の
通帳の写し
- ④ 本人確認書類の
写し(運転免許証 等)
- ⑤ 誓約書
(第2号様式)
- ⑥ 請求書
(第3号様式)

その他
必要な書類
(⑦～⑨)

- ⑦ 令和2年2月、3月いずれかの売上状況を示した書類の写し(確定申告書等)
- ⑧ 飲食事業者は「飲食店営業許可」もしくは「喫茶店営業許可」の写し、取引先等の事業者は、飲食事業者と直接取引を行っている事がわかる書類の写し(納品書や領収書控え 等)、タクシー事業者等にあっては、「一般乗用旅客自動車運送事業」もしくは「自動車運転代行業」の許可証・認可証の写し
- ⑨ 新規開業型に該当する事業者にあっては、法人の場合は「履歴事項全部証明書」の写し、個人事業主の場合にあっては「開業届」の写し

※申請書類のうち、指定の様式(第1号から第4号様式)は、津市ホームページからダウンロード。

申請期間、申請方法等

申請期間

令和3年4月2日(金)から9月30日(木)まで(消印有効)

申請方法

原則、**郵送**のみ

※3密(密閉、密集、密接)を避けるため、御協力をお願いします。

申請(郵送)先

〒514-0131 三重県津市あのかつ台4-6-1
あのかつピア1階 津市ビジネスサポートセンター
「津市飲食事業者等事業継続支援金」事務局あて

問い合わせ先

商工観光部	経営支援課	電話番号	059-236-3355
	企業誘致課	電話番号	059-236-3353
	商業振興労政課	電話番号	059-229-3114
各総合支所	地域振興課		

定例記者会見 令和3年4月2日(金) 11時～	
場 所 庁議室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
政策財務部 財政課 (電話059-229-3124)	財政課長 長脇 弘幸

令和3年度
一般会計補正予算(第1号)を本日専決処分しました

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

**令和3年度
一般会計補正予算(第1号)を
本日専決処分しました**

令和3年4月2日

令和3年度一般会計補正予算(第1号)の概要

補正前の予算額

1,099億4,041万円

補正額

△3億7,868万円

新型コロナウイルス感染症対策事業

1億7,169万円

国3次補正関係等事業(地籍調査・学校施設長寿命化改修事業)

△5億5,037万円

補正後の予算額

1,095億6,173万円

【対前年度同期比 △9,964万円(0.1%)の減】

令和3年度一般会計補正予算(第1号) 主な事業

新型コロナウイルス感染症対策事業

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付事業(ひとり親世帯分)

これまでのひとり親世帯に対する支援

1億7,169万円

1回目 ひとり親世帯臨時特別給付金<<令和2年7月30日支給開始>>

(基本給付)1世帯当たり5万円 第2子以降1人当たり3万円追加

(追加給付)1世帯当たり5万円

2回目 ひとり親世帯臨時特別給付金(再支給)<<令和2年12月25日支給開始>>

1世帯当たり5万円 第2子以降1人当たり3万円追加

対象者 支給対象者の範囲等の詳細は、現在、国で検討中

国(案)

- ①児童扶養手当の支給を受けている者(申請不要)
- ②公的年金等を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない者
- ③児童扶養手当は受給していないが、感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている者

給付額 児童1人当たり一律5万円 **財源** 国庫補助金(補助率10/10)

支給日 今後国から示される通知を踏まえ、速やかに支給

津市における新型コロナウイルス感染症対策事業費(一般会計)

	事業内容	事業費
令和元年度	決算額	3,360万円
令和2年度	決算見込額	348億8,820万円
令和3年度 当初予算	救急医療(新型コロナウイルス感染症医療提供体制整備特別負担金等)	4,934万円
	地域経済(飲食事業者等事業継続支援金交付事業等)	1億4,700万円
	学校教育(臨時休業・出席停止措置等に伴う家計特別支援事業等)	3,951万円
	感染防止・衛生(新型コロナウイルスワクチン接種事業等)	12億6,520万円
	将来に残る感染症対策(トイレ洋式化・空調設備改修事業)	1億9,314万円
	その他	3,909万円
	小計	17億3,328万円
令和3年度 1号補正	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付事業(ひとり親世帯分)	1億7,169万円
令和3年度	予算額 合計	19億 497万円
	合計	368億2,677万円

定例記者会見 令和3年4月2日(金) 11時～	
場 所 庁議室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
総務部 人事課 (電話059-229-3106)	総務部人事担当参事 (兼)人事課長 松田 孝行

内部統制の構築に向けた準備体制の整備

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

内部統制の構築に向けた 準備体制の整備

令和3年4月2日

津市がめざす内部統制 ～取組の背景、当面の目的・めざす効果～

取組の背景・目的 （「調査結果報告書」より）

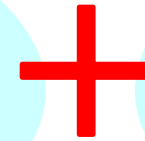
- ・ 不当な要求に対する全庁的な対応の徹底、職員の意識改革
- ・ 不当な要求を受けた際に、相談・対応できる体制の強化

津市がめざす “内部統制”

スタート時は
直面する課題
への対応を優先

全ての職員が“安心して
相談できる環境”の整備

- ・ いずれの部局にも属さない
「独立性・中立性」の確保
- ・ トップ人材の外部登用
- ・ 公益通報、不当要求行為等
防止対策の移管 など



問題の原因を解明し、
“解決できる実効性”の確保

- ・ 独自の調査権を行使
- ・ 警察官(OB)の新規配置
- ・ 警察等、関係機関との連携
強化 など

「内部統制室」を新設する条例案は閉会中の継続審査

⇒内部統制組織の発足を見据えて内部統制準備チーム(人事課:3名体制)を設置し、
内部統制の構築に向けた準備業務をスタート!!

内部統制の構築に向けた準備

人事課に職員2名を配置

- 内部統制組織の効果的な運用方法や相談体制の仕組みづくりの検討
- 公益通報制度及び不当要求等防止制度の運用
- 口頭などの要求を記録・報告する仕組みづくり
- 職員倫理規程の策定の準備

警察OB1名を採用

- 不当要求への対応方法の指導
- 職員の意識改革に向けた研修の実施
- 職員からの要請に基づく支援
- 警察との連携

会計年度任用職員(警察OB)の氏名と主な略歴

氏名

丸橋 一男 (まるばし かずお) 66歳

略歴

昭和48年 4月 三重県警察官に採用

平成21年 3月 刑事部組織犯罪対策課暴力団対策室長

平成22年 3月 亀山警察署副署長

平成23年 3月 刑事部組織犯罪対策課次長

平成24年 3月 刑事部捜査第一課次長

平成26年 3月 大台警察署長

平成27年 3月 定年退職

暴力団対策や組織犯罪対策などで培った経験を生かし、外部からの圧力に立ち向かえる人材を登用

定例記者会見 令和3年4月2日(金) 11時～	
場 所 庁議室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
スポーツ文化振興部 スポーツ振興課 (電話 059-229-3254)	スポーツ振興課長 伊藤 英明

令和3年5月1日(土)
津市民テニスコートがオープン!

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

令和3年5月1日(土)

津市民テニスコートがオープン！



令和3年4月2日

施設概要・位置図

所在地

津市殿村150番地

敷地面積

22,693m²

コート仕様

砂入り人工芝(12面)

指定管理者

三幸・三重県生涯スポーツ協会グループ

事業費(概算)

10億円



津市民テニスコート

内 訳

- 用地取得費 1,675万円
- 設計業務費 5,565万円
- 造成等工事費 6,185万円
- 本体工事費 8億7,079万円

財 源

- 合併特例事業債 8億6,110万円
- スポーツくじ助成金 3,840万円
- 一般財源 1億 554万円

整備の経緯

旧津市民プールの老朽化に伴い、津市産業・スポーツセンター内サオリーナに機能を移転し、跡地利用については、津市スポーツ協会等からの「12面のテニスコート新設」の要望書を受け、津市スポーツ施設整備基本構想(H28.3改訂)に新テニスコート整備を位置付け。

平成29年7月～平成30年3月

新テニスコート整備工事基本設計

平成29年9月

用地取得

平成30年6月～平成30年8月

地質調査

平成30年6月～平成31年3月

新テニスコート整備工事実施設計

令和元年6月～令和2年2月

造成工事・流末水路整備工事

令和元年9月～令和3年3月

津市民テニスコート整備工事

令和3年5月1日

津市民テニスコート供用開始

整備のコンセプト

- ① 市内最大の12面のテニスコート！（これまでは6面が最大）
市内で開催される市民大会が1日、1箇所での開催が可能に！
- ② 駐車台数182台（おもいやり駐車場4台含む。）！
- ③ コート中央部に屋根付き見学席を設置 収容人数約400人！
- ④ 管理棟2階に会議室を3室、1階に更衣室・シャワー等を配置！
会議室は全てのコートが見渡せ、大会運営本部としての利用が可能！
- ⑤ 敷地外周部に約560mのウォーキングロードを設置！
休憩所・ベンチ等を配置！選手のアップにも利用可能！

施設内レイアウト及び機能



使用時間、使用料、予約方法

使用時間

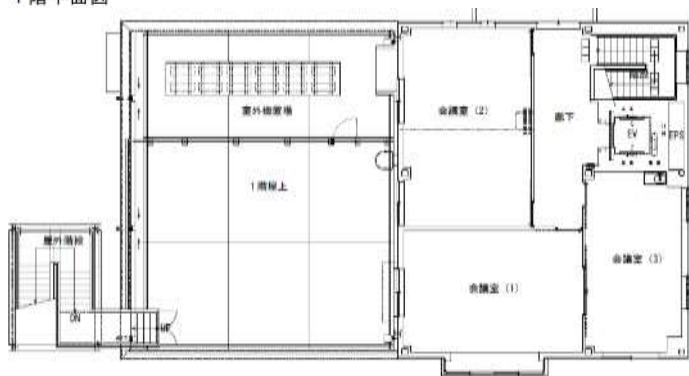
9時00分から21時00分まで
【年末年始(12月29日から1月3日の間)を除く】

予約方法

使用したい月の6カ月前の月の初日から、津市民テニスコートへ
☎:059-269-5533



1階平面図



2階平面図

使用区分				利用料金 (円) (市外の方は2倍)	
テニス コート	個人使用	昼間	高校生以上・一般	2時間以内	240
			中学生以下	2時間以内	120
	専用使用	夜間※ (夜間照明含む)	高校生以上・一般	1時間当たり	160
			中学生以下	1時間当たり	100
			1面につき 1時間当たり	480	
			夜間照明 (追加料金)	1面につき 1時間当たり	140

※ 4月1日～8月31日は18時～21時、9月1日～翌3月31日は17時～21時

オープニングセレモニー

日時

令和3年5月1日(土) 9時～9時30分

場所

**津市民テニスコート
(津市殿村150番地)**

※晴天時:コートにてテープカット、雨天時:コート外または屋内で実施

オープニングセレモニー終了後、津婦人テニス連絡協議会主催の「津市長杯津市民テニスコートオープン記念テニス大会」が開催されます。

津市民テニスコートへのお問い合わせ

5月～9月までの休日昼間の予約状況は80%！
平日や夜間はまだ空きがありますので、施設の利用や予約お待ちしております。
今後展開していく事業については、ホームページなどを通じて、広くお知らせしていきます。



津市民テニスコート

※指定管理者:三幸・三重県生涯スポーツ協会
グループ

使用時間:9時00分～21時00分

休業日:年末年始(12月29日から1月3日まで)

電話:059-269-5533

FAX:059-269-5534

定例記者会見 令和3年4月2日(金) 11時～	
場 所 庁議室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
政策財務部 財産管理課 (電話059-229-3125)	財産管理課長 鎌井 幸則

本庁舎大規模改修工事
受変電設備・自家発電機等の高所化が完成
4月5日(月)正面玄関おもいやり駐車場供用開始

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

本庁舎大規模改修工事

受変電設備・自家発電機等の高所化が完成
4月5日（月）正面玄関おもいやり駐車場供用開始



令和3年4月2日

本庁舎における課題への対応

施設概要

竣工	昭和54年9月
階数等	地上8階建(地下1階、塔屋1階)、高さ(軒高)32.55m(最高部38.1m)
構造	高層棟 鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC)、低層棟 鉄筋コンクリート造(RC)一部鉄骨造(S)
耐震性	構造躯体としては健全性を有している(構造耐震指標(Is値)0.75以上)
延床面積	20,774㎡
敷地面積	25,940㎡

本庁舎の位置付け～果たすべき役割～

- ① 28万市民に対する各種の行政サービスの提供拠点
- ② 災害発生時における総合的な災害対応の推進拠点

今後40年
を見据えて

改修・更新の基本方針～3つの視点による取組の推進～

- 1 今、対応が求められる基幹設備の改修・更新
- 2 災害発生時を見据えた災害対応機能の強化に向けた改修・更新
- 3 市民の利便性の向上及び職員の執務環境の改善に向けた改修・更新

大規模改修の主な内容

● 今、対応が求められる基幹設備の改修・更新

- 給排水設備の更新
- 衛生設備の改修(トイレの洋式化を含む)
- 空調設備(ファンコイルユニット及び冷温水配管)の改修 など

● 災害発生時を見据えた災害対応機能の強化に向けた改修・更新

- 受変電設備、自家発電機、中央監視装置等の更新及び高所化
- 市民ホール天井の耐震安全性の強化 など

● 市民の利便性の向上及び職員の執務環境の改善に向けた改修・更新

- 外構部分におもいやり駐車場・タクシー乗降場の設置
- 会議室及び相談室の増設
- 会議室の個別空調化
- 各種案内表示の更新 など

● 議場等の改修・更新及びその他の改修・更新

- 議場等の改修(車椅子用傍聴席増設、議席及び執行部席を障がい者対応として稼働式に)
- リージョンプラザ連絡通路の改修 など

本庁舎大規模改修の主な内容(災害対応機能の強化)

受変電設備等の高所化

地震発生時の津波及び台風発生時の高潮により、本庁舎地階に設置されている受変電設備、自家発電機、中央監視装置の浸水が予想されることから高所化を行った。

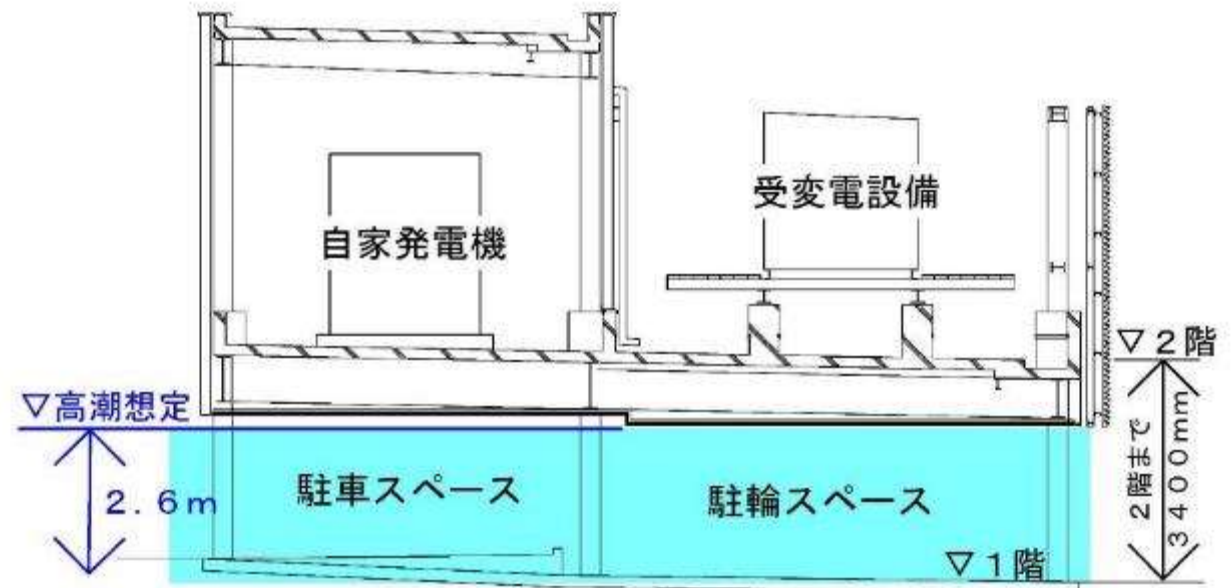
災害発生時にも本庁機能の継続

自家発電機

受変電設備
(キュービクル棟)



(令和3年2月稼働)



発電機設置箇所	地上から3.4m
高潮想定	最大2.6m
津波想定	最大1.0m

本庁舎大規模改修の主な内容(災害対応機能の強化)

高所化に伴う設備の内容

受変電設備

本庁舎のように建物が大きい場合、電力の供給については、一度高圧の電力を取り込んだのち、施設で使用できるように変圧を行うための設備。

自家発電機

定格出力	500kVA	連続運転可能時間 (改修前)24時間
地下燃料タンク容量	8,000L	(改修後)72時間

中央監視装置

自動火災報知設備・非常放送設備・空調監視システム・エレベーター監視盤



受変電設備



自家発電機



中央監視装置
(地階から本庁舎3階へ)

本庁舎大規模改修の主な内容(災害対応機能の強化)

特定天井

市民ホール天井は、高さ6mを超え、水平投影面積200m²を超えているなど「特定天井」に該当するため、建築基準法上等の脱落防止対策を行った。

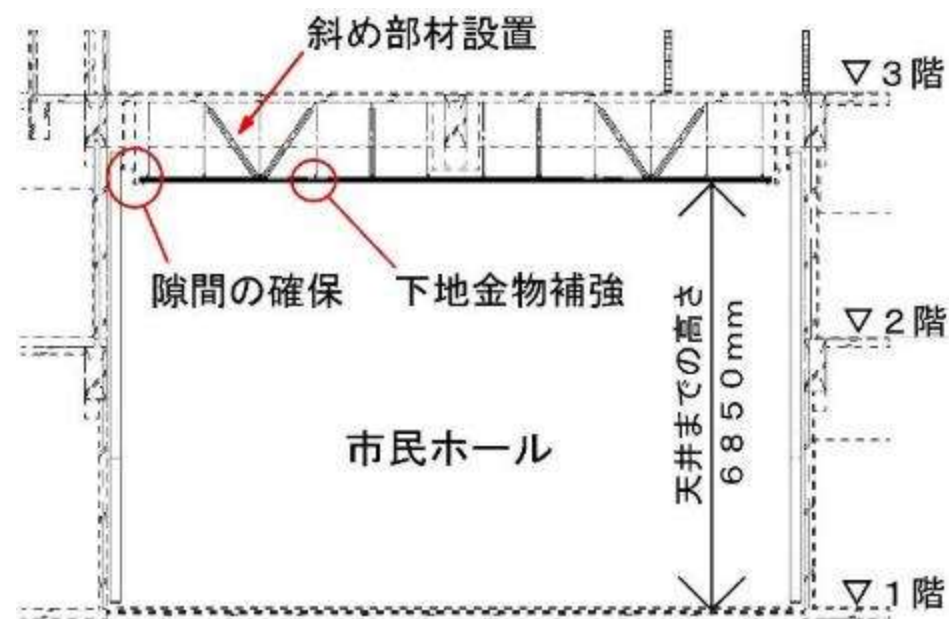
利用者の安全性向上

天井耐震改修の内容

下地金物補強	天井の揺れで下地金物が外れて落下することを防止する
斜め部材設置	天井の揺れを軽減させる
隙間の確保	天井が揺れて壁との接触・破損することを防止する



(令和2年8月完成)



本庁舎大規模改修の主な内容(市民の利便性の向上等)

- 本庁舎正面玄関前へおもいやり駐車場(2箇所)の設置
(令和3年4月5日供用開始)



おもいやり駐車場	
平面駐車場	6
地下駐車場	5
立体駐車場	2
リージョン前	2
本庁舎前	2
計	17

- タクシー乗降場の設置
(令和3年4月中旬供用開始予定)



- トイレの洋式化・床の乾式化
(令和2年7月順次供用開始し12月完了)

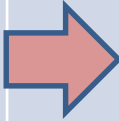




- 会議室及び相談室の増設



	会議室	相談室
改修前	9	8
改修後	12	14
増減	3増	6増

今後の工事予定

令和3年 工事内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月
タクシー乗降場設置 (令和3年4月中旬供用開始予定)						
外構の改修(平板ブロック、アスファルト舗装)						
議場等の改修						
案内表示の更新(フロア表示・課名表示)等	